

見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和 7 年11月12日

分任支出負担行為担当官
東北管区警察局青森県情報通信部長
新山 和範

記

1 契約の内容

- (1) 契約件名 デジタル信号発生器修理
- (2) 契約内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 青森県青森市新町二丁目 3 - 1 青森県警察本部 8 階
東北管区警察局青森県情報通信部
- (4) 履行期限 令和 8 年 3 月19日 (木)

2 見積書の提出

- (1) 提出期限
令和 7 年11月26日 (水) 17時まで
※見積書の提出は、持参、郵送、FAX又は電子メールを問わず、期限必着とし、郵送する場合は封筒の表に「デジタル信号発生器修理見積書在中」と明記すること。
なお、見積書の提出状況について確認を取るため、持参以外の方法で見積書を提出する場合は、見積書提出後に問い合わせ先へ連絡すること。
- (2) 提出場所
〒030-0801 青森県青森市新町二丁目 3 番 1 号
東北管区警察局青森県情報通信部 通信庶務課資材係宛
- (3) 見積金額
見積金額については契約履行までに要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
見積金額は「デジタル信号発生器修理」を一式とし、総額（消費税込）を記載すること。
最低価格の見積書を提出した場合には、別途内訳書の提出を求める場合がある。
- (4) 見積書記載事項
宛名は「分任支出負担行為担当官 東北管区警察局青森県情報通信部長」とし、支払条件として、「適法な請求書を受理した日から30日以内」と記載すること。
押印を省略する場合は、見積書に担当者氏名及び担当者連絡先を明記すること。

3 契約書等作成の要否

契約金額により、契約書または請書の作成が必要となる場合がある。

4 支払条件

履行完了後、当部が適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、「官署支出官 東北管区警察局総務監察・広域調整部長」が届出の日本銀行指定金融機関へ振り込むものとする。

5 問い合わせ先

東北管区警察局青森県情報通信部通信庶務課資材係
電話 017-723-4211（青森県警察本部代表）

修理仕様書

- 1 契約件名
デジタル信号発生器修理
- 2 修理対象物品
デジタル信号発生器 1 個
規格：MG3710E
製造番号：6262204215
- 3 障害内容
出力レベル周波数特性校正、出力レベル校正 誤差不良
- 4 引取場所、返却場所
青森県青森市新町二丁目 3 - 1 青森県警察本部 8 階
東北管区警察局青森県情報通信部
- 5 履行期限
令和 8 年 3 月 19 日（木）
- 6 作業内容
受注者は、2 に示す物品について、測定器校正における異常値が発生しないよう障害修理及び校正を実施し、校正結果良好とすること。
- 7 提出書類
修理報告書
校正証明書及び試験成績書
なお、様式は受注者の様式によるものとする。
- 8 一般事項
 - (1) 本修理は、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守し、丁寧に実施すること。
 - (2) 本修理中、物品に及ぼした損害については、全て受注者が補償すること。
 - (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。担当者については10に示すとおり。
 - (4) 本修理中、故障箇所の特定制により修理金額の変更又は修理不能となる場合は見積書を提出し、発注者からの指示に従うこと。
 - (5) 修理対象物品の引取及び返却は受注者の責任により実施すること。
- 9 履行確認
受注者は、本修理完了後 7 に示す書類の提出を行い、発注者の確認（動作確認を含む。）をもって履行完了とする。
- 10 担当者
 - (1) 仕様に関する事項
東北管区警察局青森県情報通信部 機動通信課移動通信係
 - (2) 契約に関する事項
東北管区警察局青森県情報通信部 通信庶務課資材係
 - (3) 電話番号
017-723-4211（青森県警察本部代表番号）